

確認書

【安全のための遵守事項】 ※各項目をよく読み、チェックボックスに☑を付けてください

- 1. エゾシカの狩猟期間については、市町村で期間が異なりますので、必ず確認してから狩猟を行ってください。
エゾシカ猟は、市町村ごとの期間を確認し狩猟します。
- 2. 法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟に心がけてください。
法令やマナーを守り無理のない狩猟をおこないます。
- 3. 捕獲した鳥獣の残滓やゴミ等は、国有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。
残滓等は、絶対に放置いたしません。
- 4. 各種請負事業の実施箇所などでは、銃猟立入禁止区域として設定していますので、入手した銃猟立入禁止区域図等により、その位置を確認してください。
銃猟立入禁止区域は、出猟の際に必ずホームページ等で確認を行います。
- 5. 銃猟立入禁止区域では国有林の職員等が作業を行っている場合があります。
銃猟立入禁止区域内への立入り及び発砲、同区域に向けての発砲は絶対に行わないでください。
銃猟立入禁止区域内での発砲や、同区域に向けての発砲は、絶対いたしません。
- 6. 銃猟立入禁止区域として設定していない国有林であっても、臨時的に作業等を実施するため狩猟入林を規制することがあります。この場合には、林道入口や現地周辺に案内標識を設置しています。立入り及び発砲を絶対に行わないでください。
臨時に入林規制されている場合は、入林いたしません。
- 7. 鳥獣の捕獲等を実施する場合には、「銃猟入林証」を入林時に携行するとともに、「車両入林証」は車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。
「銃猟入林証」を入林時に携行します。
また、車両入林の場合は「車両入林証」を掲示いたします。
- 8. レクリエーションなどで一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意願います。
一般入林者に十分注意します。
- 9. 林道を通行する場合には、交通事故防止に努めるとともに、林道によっては、自然災害等により破損や路肩決壊などのため通行止の措置を行っていますので、通行止の看板等があった場合には、それ以上は入らないようにしてください。
交通事故防止に努め、通行止めの指示に従います。
- 10. 入林にあたっては、落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林管理署（支署）に確認し、これら災害に十分注意してください。
災害に十分注意して入林します。
- 11. 一般狩猟では、植生や森林保護のため、国有林野内でのスノーモビルや雪上車の使用は認めていません。
スノーモビルでは入林しません。
- 12. 国有林内では職員等が林野巡視を実施しており、状況に応じて立入禁止区域以外への退出等の措置をとります。
狩猟入林の際は、職員等の指示に従います。
- 13. 国有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーの悪い場合には、銃猟入林証等を返していただくとともに、以後の国有林への入林を認めないなどの措置をとります。このため、法令等の遵守、マナーの向上を徹底してください
法令等を遵守します。守れない場合は、銃猟入林証等を返納するとともに、今後の国有林への入林を受け付けないことに承諾します。

上記の項目すべてについて確認しました。

確認日 令和 年 月 日

署名（本人自署）